

# 川崎市立下作延小学校 P T A 規約

## 第1章 名称

第1条 本会は川崎市立下作延小学校 P T A と称し、事務所を同校内におく。

## 第2章 目的

第2条 本会は保護者と教職員とが協力して家庭、学校、社会における児童の心身の健全な育成をはかり、その福祉を増進するとともに会員の教養を高めることを目的とする。

## 第3章 会員

第3条 本会は本校に在籍する児童の保護者と本校の職員で構成する。

## 第4章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第5条 本会は児童の福祉のため活動する他の社会的団体及び機関と協力し、その運営について他の干渉を受けない。

第6条 会員は本事実の名のもとに一切の営利、宗教並びに政治活動に関係してはならない。

## 第5章 活動

第7条 本会は第2章の目的のため、次の活動を行う。

- 1) 家庭、学校、社会における児童の福祉を増進する活動。
- 2) 家庭と学校とが連絡を密にし、理解を深めるための活動。
- 3) 教育環境の整備改善のための活動。
- 4) 会員の資質と教養を高めるための活動。
- 5) その他本会の目的のために必要な活動。

## 第6章 役員

第8条 本会に次の役員をおく。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副 会 長 若干名
- 3) 書 記 3名 (うち1名教職員)
- 4) 会 計 2名
- 5) 会計監査 2名

副会長定員数に関わる細則

- 1) 若干名については、各年度ごとに、推薦委員会発足前に役員会が提案し、実行委員会での承認を得る。

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1) 役員候補者推薦委員会を設置する。(以下推薦委員会という)
- 2) 推薦委員会は次のように構成(8名)する。
  - (1) 実行委員会の中から1名の代表者を選出する。
  - (2) 各学年より1名、計6名の代表者を選出する。
  - (3) 教職員の中から1名の代表者を選出する。
- 3) 推薦委員会は互選により正、副委員長を選出する。
- 4) 推薦委員会は会員中より役員等の候補者を選びその氏名を総会の3日前までに全会員に通知する。
- 5) 役員等は推薦委員会の推薦提案により、総会の議決により選出される。
- 6) 役員等に欠員を生じた場合は役員会で補充し、実行委員会決定し全会員の承認を得る。

第10条 役員は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理をつとめる。
- 3) 書記は諸会合の通知、議事の記録、文書の処理などにあたる。
- 4) 会計は総会において予算、決算について提案報告を行い一切の会計事務を処理する。
- 5) 会計監査は、会計を監査し、その年度の監査結果を総会に報告する。

第11条 役員の任期は1ヶ年とし再選は妨げない。

## 第7章 役員会

第12条 本会に役員会を設ける。

- 1) 役員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査及び学校長、教頭で構成する。

## 第8章 委員会

第13条 本会に次の委員会を設ける。

- 1) 実行委員会……会長、副会長、書記、会計、会計監査及び常任委員会の正副委員長並びに学校長、教頭で構成する。
- 2) 常任委員会……学年、成人教育、広報、校外生活の各員とする。
- 3) 特別委員会……必要に応じて随時設ける。

第14条 常任委員会の委員は保護者の中から選び正副委員長を互選により選出する。

第15条 常任委員会の構成は次のとおりとする。

- 1) 学年委員会……………委員長 1 名、副委員長 1 名、委員原則各学年4名
- 2) 成人教育委員会…委員長 1 名、副委員長 1 名、委員原則各学年 2 名
- 3) 広報委員会……………委員長 1 名、副委員長 1 名、委員原則各学年 2 名
- 4) 校外生活委員会…委員長 1 名、副委員長 1 名、委員各校外班 1 名

第16条 常任委員会の任務は次のとおりとする。

- 1) 学年委員会……………児童の教育について教師に協力し学校と家庭及び保護者相互の連絡を緊密にする。
- 2) 成人教育委員会…会員の教養を高めるための研修活動を企画推進し、あわせて相互の親睦をはかる。
- 3) 広報委員会……………広報活動を通じ学校教育及び P T A 活動に対する会員の理解を深め関心をはかる。
- 4) 校外生活委員会…学区内児童の校外生活の向上をはかり地域環境をよくする。

## 第9章 会 議

第17条 総会は年 1 回とし、会長が招集し、重要案件の審議並びに承認を行う。但し、必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。定足数は、会員の 4 分の 1 以上の出席者(委任状も含む)とする。

第18条 実行委員会は会長が招集し、総会の決議の執行及び会務の運営にあたる。

第19条 役員会は会長が招集し、本会の業務を執行する。

第20条 常任委員会及び特別委員会は必要に応じて委員長が招集し、その活動について実行委員会に報告する。

第21条 総会等の議事は、すべて出席者の過半数によって決める。

## 第10章 会 計

第22条 本会の経費は会費をもってまかなうことを原則とする。

第23条 会費は 1 世帯あたり月額 3 2 0 円とし会員は会費を納めるものとする。

第24条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 附則

第25条 本規約は総会において出席者の過半数の承認を得なければ改正することができない。

第26条 細則は必要に応じてこれを定め、その改廃は実行委員会の決議による。

第27条 本規約は昭和 5 8 年 4 月 1 日より実施する。

## 規約改正

平成 8 年 3 月 2 8 日  
平成 9 年 3 月 1 日  
平成 2 1 年 4 月 1 日  
平成 2 2 年 4 月 1 日  
平成 2 3 年 4 月 1 日  
平成 2 5 年 4 月 1 日  
平成 3 1 年 4 月 1 日